

一宮市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、一宮市の中心市街地における「商業の活性化」、「市街地の整備改善」、「街なか居住の推進」及び「都市福利施設の整備」することにより、都市機能の増進と経済活力の向上を図るべく基本計画を策定するにあたり、一宮市中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「一宮市中心市街地活性化基本計画」の策定に関し、必要な事項について調査し、審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成し、市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工会議所代表者
- (3) 民間事業者
- (4) 商業者代表者
- (5) 地域代表者
- (6) 地権者
- (7) 議会代表者
- (8) 行政関係者
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条で規定する基本計画の策定に関する審議の終了をもって終わるものとし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済振興課においてこれを処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年 6月18日から施行する。